

令和7年度 豊田市立豊田特別支援学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

1 「いじめ対策委員会」について

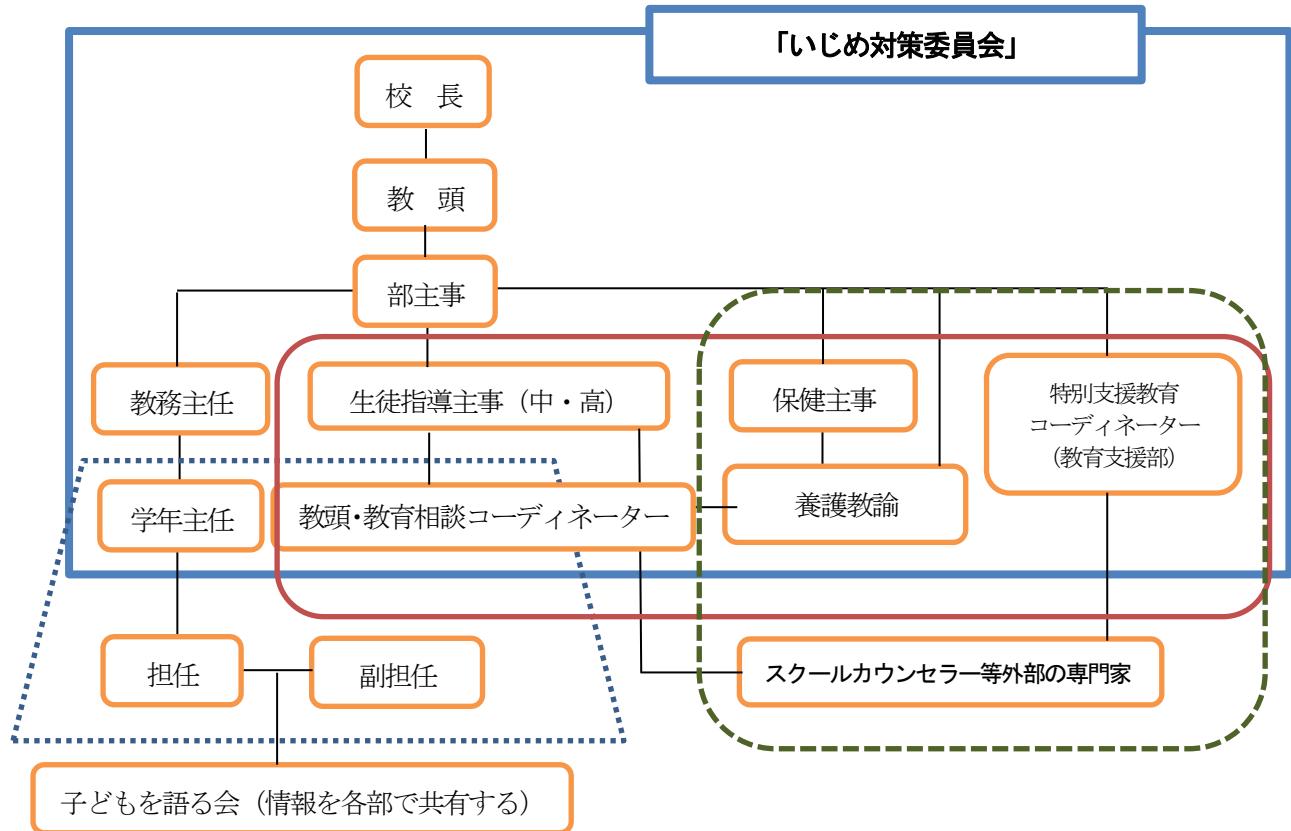
(1) 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、養護教諭（必要に応じて、豊田市教育委員会「パルクとよた」と連携し、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

(2) 指導・支援チーム

事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを委員会が決定する。実際の対応は指導・支援チームが行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

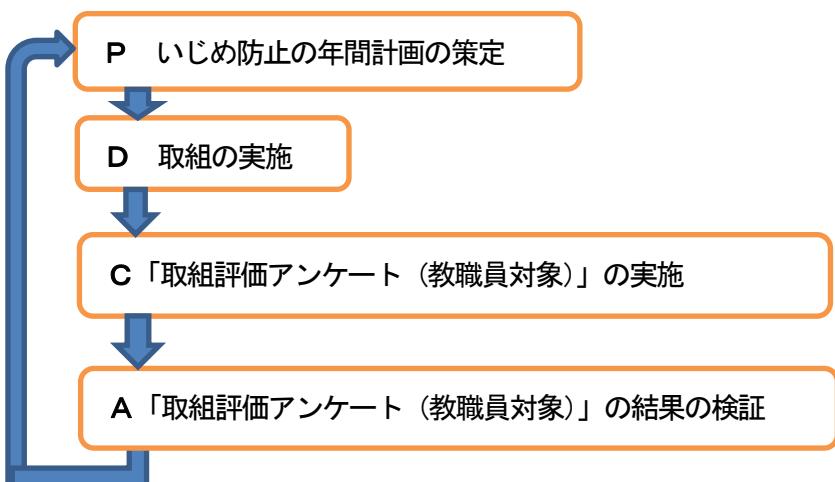
【組織図】



※ □、□、□ は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

2 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

(1) 取組の検証（P D C Aサイクル）



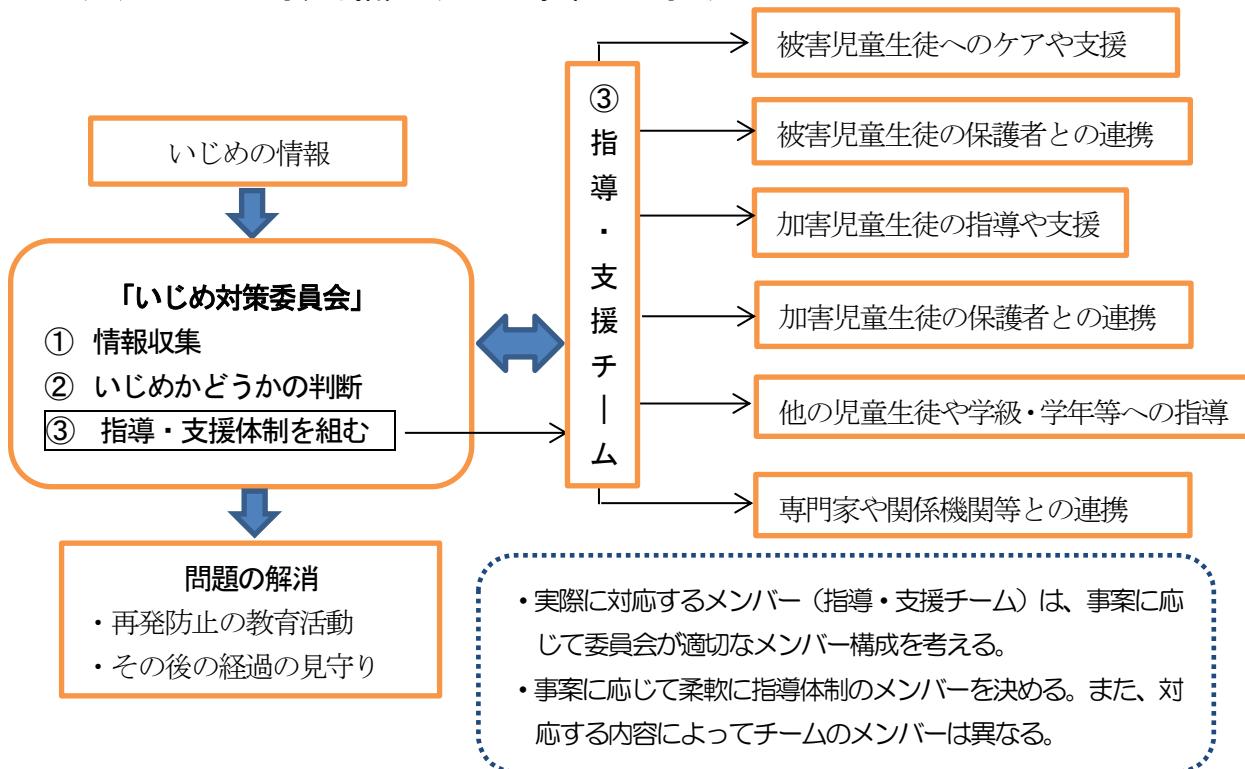
(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知し、「子どもを語る会」で児童生徒の情報を全職員で共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・校内研修にて、隔年で年1回「いじめ」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

(3) 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」の結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



(5) 重大事態への対応

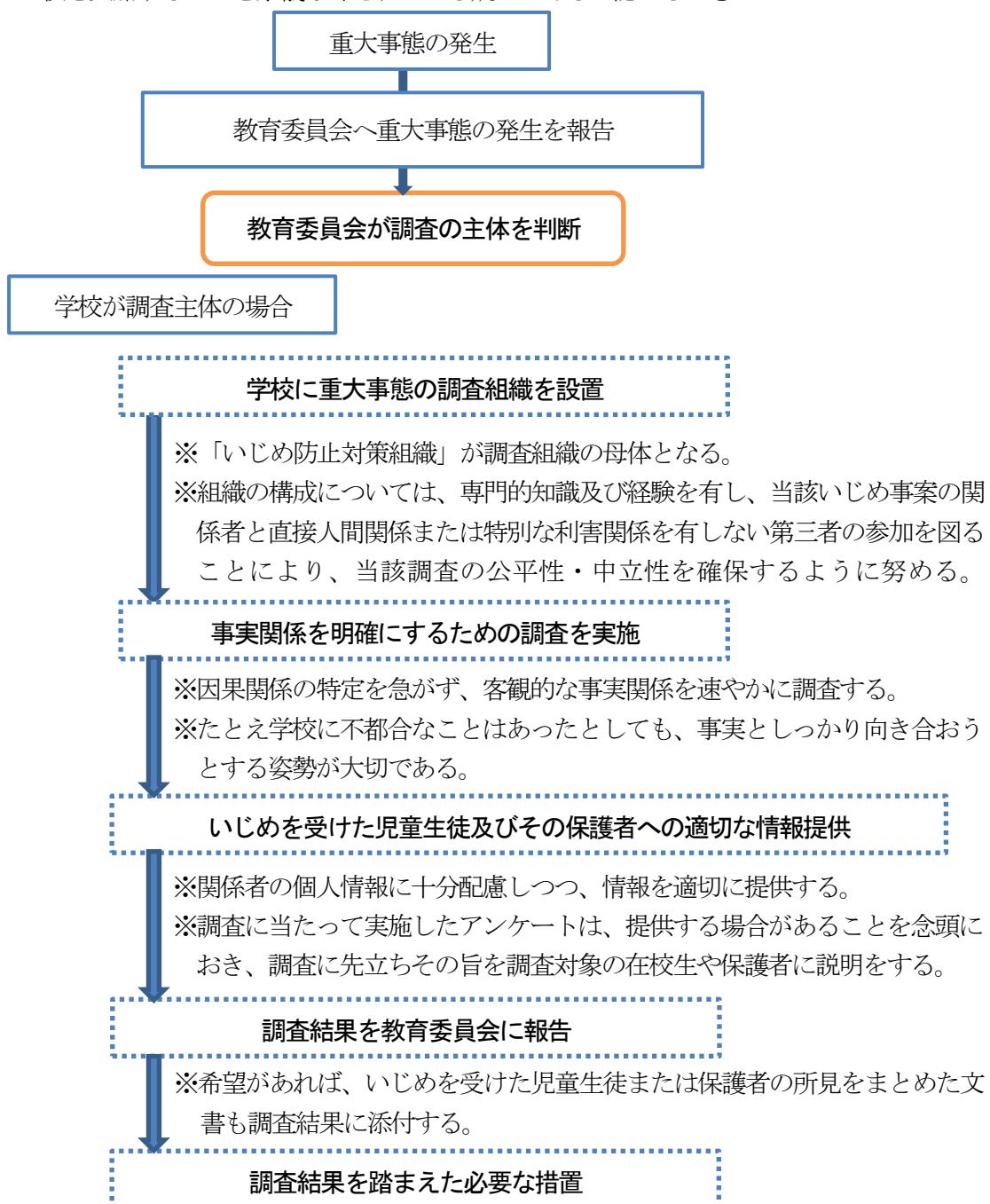
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）】より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



III いじめの防止等に関する具体的な取組について

1 いじめの未然防止の取組

- (1) 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- (2) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- (3) 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- (4) 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 いじめの早期発見の取組

- (1) 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- (2) いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- (3) 定期的な「心のアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。
- (4) 学習用タブレットを活用した子供の悩みの把握「タップであのね」を開設し早期対応に努める。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- (2) 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月 P	○健康観察の実施（毎日）【全校】 保健体育部 ○授業参観【全校】教務部		○職員会議にて「いじめ防止基本方針」の周知 指導部	○授業参観
5月 D	○交流及び共同学習（学校間）【全校】、（居住地校）【希望者】 教務部 ※年間を通して実施	○「心のアンケート」の実施【全校】 指導部	○「心のアンケート」結果集計、事案への対応 【全校】指導部	
6月	○ボランティア活動の実施【全校】 指導部 ○相談体制の周知【全校】指導部 ○就業体験【高3】、校内実習【高1、2】進路指導部		○問題行動等調査結果を 県教委へ提出 指導部	○運動会 ○We love 豊特 ○就業体験
7月 C	○校内実習体験学習【中3】進路指導部 ○全校集会【全校】指導部	○学習タブレットを使用した子供の悩みの把握「タップであのね」を実施 【全校】指導部	○現職研修（いじめに関する研修：隔年で実施） 指導部	
8月				
9月	○児童生徒相談啓発週間【全校】 指導部	○「心のアンケート」の実施【全校】 指導部	○「心のアンケート」結果集計、事案への対応 【全校】指導部	
10月	○授業参観【全校】教務部			○授業参観
11月 A				○学校評価 ○文化祭販売
12月 P	○人権集会【全校】指導部 ○全校集会【全校】指導部	○学習タブレットを使用した子供の悩みの把握「タップであのね」を実施 【全校】指導部	○取組評価アンケート (教職員対象) 指導部	
1月 D	○全校集会（感謝の会）指導部		○取組評価アンケート (教職員対象)の結果の検証 指導部	○募金活動
2月 C	○授業参観【全校】教務部		○職員会議にて取組評価 アンケート（教職員対象）の結果等の報告 (子どもを語る会) 指導部	○授業参観 ○学校アドバイザーミーティングへの 報告（いじめ・不登校対策委員会の取組について）
3月 A			○「学校いじめ防止基本方針」の見直し 指導部	

※【○○】は対象となる児童生徒

※ △△は担当する校務分掌等